

- 22 基幹相談支援センターの根拠法は、「介護保険法」である。
- 23 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の根拠法は、「母子保健法」である。
- 24 2022（令和4）年度の社会保障関係費では、年金給付費と医療給付費の合計額の占める割合が約7割となっている。
- 25 地方財政における社会福祉関係の費用は、衛生費に位置づけられている。
- 26 2019（令和元）年度の国民医療費（約43兆円）を財源別にみると、公費が占める割合は、保険料が占める割合より高い。
- 27 2019（令和元）年度の国民医療費（約43兆円）を年齢階級別にみると、65歳以上の者の医療費は、全体の約4割を占めている。
- 28 「生活保護法」による扶助の財源割合については、国が3分の2を、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が3分の1を負担する。

- 10 理学療法士は、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱、その他の物理的手段を加えることを業とする。
- 11 公認心理師とは、文部科学省及び厚生労働省に備える公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者に対する援助等を行うことを業とする者をいう。
- 12 母子支援員は、主として福祉事務所に配置され、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援等を行う。
- 13 子育て支援員とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。）により実施される子育て支援員研修の全科目を修了し、子育て支援員研修修了証書の交付を受けたことにより、子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者をいう。
- 14 民生委員には給与は支給されず、その任期は、原則として3年とされている。

- 2 ソーシャルワークは、一般に、ケースの発見 → アセスメント → インターク → プランニング → インターベンション → エバリュエーション → モニタリング → ターミネーション、という過程で展開される。
- 3 ソーシャル・アドミニストレーションとは、社会福祉問題の解決のために、多様なニーズや実態を把握、分析し、そこから解決方法を導き出すための間接援助技術をいう。
- 4 スーパーバイザーがスーパーバイジーの能力に合わせて業務を調整するのは、スーパービジョンの支持的機能による。
- 5 スーパービジョンにおけるパラレルプロセスとは、スーパーバイザーとスーパーバイジーとの関係と、スーパーバイジーである援助者と利用者との関係が、似通ったものになる現象をいう。
- 6 アウトリーチとは、異なる専門性をもつ複数の専門職者が、特定の問題について検討し、よりよい援助のあり方について話し合う過程をいう。

第5章 社会福祉の動向と課題

《第1節 少子高齢化社会への対応》

- 1 厚生労働省の「人口動態統計」（2020（令和2）年）において、都道府県別の合計特殊出生率をみると、東京都の合計特殊出生率は全国平均より高い。
- 2 厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2019（令和元）年）によると、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の約4割で、児童のいる世帯の平均児童数は2.1人となっている。
- 3 65歳以上の人口は、2042（令和24）年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。
- 4 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日 閣議決定）では、少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の実現に向け、成長と分配の好循環のメカニズムの提示、働き方改革、子育て・介護の環境整備、すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備等の対応策を掲げている。